

2003年7月3日

たばこ問題情報センター代表

『禁煙ジャーナル』編集長

渡辺文学

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋2-1-4

九段セントラルビル203

TEL.3222-6781 Fax.3222-6780

「健康増進法」施行に伴う迷惑喫煙者対策についての公開質問状

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私どもは喫煙問題解決のため、多角的な活動を行っているNGOです。

私たちのもとは、本年5月の「健康増進法」施行以前より、受動喫煙の被害に関する苦情が多数寄せられています。中でも目立つのが「駅構内や電車内は終日禁煙のはずなのに、喫煙している人を見つけて駅員や車掌に通報しても、その場限りの注意だけで済まされてしまうため、また吸い始める。直接注意したくても、どんな仕返しをされるかわからない。どうすればよいか」というものです。

今回の「健康増進法」施行を機に、大手私鉄各社が駅構内の喫煙所を廃止し、全面禁煙に踏み切られたことについて、私たちは高く評価するものです。

しかし、迷惑行為が未だなくならずにいるという実態や、構内全面禁煙を宣言しても実効が伴うかどうかを懸念する論評が、『鉄道ジャーナル』（2003年7月号）に掲載されたこと等を考えると、一部の鉄道会社が喫煙者に対するマナー向上の呼びかけだけで迷惑喫煙をなくすことが可能であるかのような見解を示したり、また喫煙所を廃止するだけで受動喫煙対策は事足りりとしていることについて、私たちは重大な疑問を感じております。

ご承知の通り、東京都千代田区は歩行喫煙問題について、喫煙者の良識に訴えるだけでは問題解決にならないとの判断から、昨年11月より「過料徴収」を伴う取り締まりを開始したところ、劇的なまでの歩行（路上）喫煙者の減少に成功しました。

ところで、鉄道の駅構内や電車内での迷惑喫煙者に対する取り締まりは、鉄道営業法34条1号および42条2号により可能なはずですが、今回の「健康増進法」施行を待つまでもなく、駅構内や電車内が原則禁煙であることは国民に周知されており、そうした中で喫煙することが、喫煙の制止を目的として行われている掲示や放送等による禁煙指示の無視につながることは明白です。にもかかわらず、鉄道会社が同法に基づいて迷惑喫煙者を取り締まったという事例は、全く報告されておられません。

このような実態は、鉄道会社が迷惑喫煙者に“マナー向上への呼びかけ”という対策を講じていることばかりを強調することによって、一方でマナー向上への協力を拒絶し、確信犯的に迷惑喫煙を繰り返す者には無策を決めこむという不作為の事実を隠ぺいしようと

しているものとしか理解のしようがありません。

ましてや、このような現状において、鉄道会社が「健康増進法」の25条にいう「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」はずの施設の管理者として、利用者への責任を果たしているとは言えません。

このような現状のもとで、煙害を受けた利用者が、鉄道会社がその喫煙者を取り締まってくれないことから、やむをえず直接注意し、その結果暴行を受けてしまうというケースがあります。鉄道会社は、そのような事件がいつ発生してもおかしくないという危険性を認識していながら、その未然防止を怠ったことになり、安全管理責任を果たしていないことになるのではないのでしょうか。

私たちの疑問点について、貴社の見解をご回答下さるよう、お願い申し上げます。

1．鉄道営業法を根拠とする迷惑喫煙者の取り締まりの是非について

近年、各地の鉄道施設内で、迷惑行為を注意した利用者が逆に暴行を受けるという事件が多発し、このため迷惑行為を知りながら仕返しが怖くて注意できず、迷惑行為者をのさばらせる悪循環を招いています。このような社会状況のもとでは、鉄道会社自らが迷惑行為をきちんと取り締まらない限り、鉄道施設内からの迷惑行為の追放や利用者の保護は難しいと思われまます。

鉄道施設内での迷惑行為の代表格である喫煙についても、法的取り締まりを実行することが、利用者の安全を守るために必要ではないのでしょうか。

2．上記の法的取り締まりを行わずにいる理由について

この取り締まりを、鉄道会社がどこも実施していない理由について「人件費がかさんだり、社員が喫煙者から暴行を受けるかもしれないなど、リスクばかりで増収にならないことはしたくない」という考えがあるのでは、との指摘があります。

私たちも、この取り締まりが行われずにいる理由について重大な関心を寄せておりますので、貴社の説明をお聞かせ下さい。

3．鉄道利用者に対する安全の保障について

鉄道会社は、輸送サービスの対価として利用者から運賃を徴収していますが、この輸送サービスには、乗客の利用中の安全確保は含まれないのでしょうか。もしそうだとしたら鉄道会社は例えば不正乗車をした客に対しては割増運賃を請求するなどの形で司法警察権の行使権を主張する一方で、利用者の安全輸送を阻害する迷惑喫煙者に対しては、これを取り締まるべき司法警察権の行使義務を否定するという、運送契約上の矛盾が生じることになると考えられます。

貴社は、このような利用者への安全輸送義務について、どうお考えでしょうか。

上記3項目につきまして、本年7月31日までに書面にてご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

なお本質問状の要旨、貴社からのご回答等につきましては、月刊たばこ問題専門紙『禁煙ジャーナル』にて公表して参りますので、よろしくご了解ください。

敬具